

## カラオケ等の再開に係るガイドライン

カラオケ、合唱、社交ダンス等の利用再開に当たって、大阪府からの要請に基づき、門真市保健福祉部高齢福祉課と協議のうえ、下記のとおり利用の際のガイドラインを定めましたので、遵守をお願いします。

### 記

#### 1. 利用者が注意すること

- (1) 風邪の症状や体調不良の者は利用を辞退すること。
- (2) マスクを着用し、手指の消毒を行うこと。
- (3) 受付で健康状態の確認、体温チェック等を行うこと。

#### 2. カラオケの利用について

- (1) 定員の2分の1以内の人数で利用すること。換気時間を含む利用時間は4時間以内とすること。
- (2) カラオケは15分以内とし、タイマーで15分を計ること。(演奏中に鳴った場合は、その曲が終了次第終了すること。) 近隣に迷惑にならないよう、音楽を止めてから5分間窓を開けて換気すること。
- (3) 歌唱中の人とは約5m離し、人と人の距離は約1.5m～2m以上離し、ソーシャルディスタンスを保つこと。
- (4) 正しいマスクの付け方(鼻や口を出さない等)で、歌唱中も含めて着用し、無理をせず歌唱すること。
- (5) 仕切りの内側でマスクを着用して歌唱すること。
- (6) マイクは利用するたびに消毒をすること。消毒液とマイクをふくガーゼを持参すること。
- (7) 歌唱中の飲食は禁止。(換気中及び人と距離を離れた場合の水分補給は可。)
- (8) できるだけ大きな声で歌唱しないこと。
- (9) その他必要な感染症対策を講じること。

#### 3. 民謡・詩吟や合唱の利用について

- (1) 定員の2分の1以内の人数で利用すること。換気時間を含む利用時間は4時間以内とすること。
- (2) 歌唱は15分以内とし、タイマーで15分を計ること。(演奏中に鳴った場

合は、その曲が終了次第終了すること。) 近隣に迷惑にならないよう、音楽を止めてから5分間窓を開けて換気すること。

- (3) 合唱中の人の前に人は立たないこと。人と人の距離は約1.5m～2m以上離し、ソーシャルディスタンスを保つこと。
- (4) 正しいマスクの付け方(鼻や口を出さない等)で、歌唱中も含めて着用し、無理をせず歌唱すること。
- (5) 歌唱中の飲食は禁止。(換気中及び人と距離を離れた場合の水分補給は可。)
- (6) できるだけ大きな声で歌唱しないこと。
- (7) その他必要な感染症対策を講じること。

#### 4. 社交ダンスについて

- (1) 定員の2分の1以内の人数で利用すること。換気時間を含む利用時間は4時間以内とすること。
- (2) ソーシャルディスタンス確保のため、人と人が密着するダンスは禁止とする。人との間隔は約1.5m～2m以上離し、ソーシャルディスタンスを保ち行うこと。
- (3) 音楽や声を出して利用する場合はタイマーで15分を計ること。(演奏中に鳴った場合は、その曲が終了次第終了すること。) 近隣に迷惑にならないよう、音楽を止めてから5分間窓を開けて換気すること。音楽や声を出さずにする場合は、換気をして利用すること。
- (4) 正しいマスクの付け方(鼻や口を出さない等)で、ダンス中も含めて着用し、無理をせずダンスすること。
- (5) その他必要な感染症対策を講じること。

#### 5. 開始時期

令和3年11月1日とする。ただし、国や府、市の動向や感染状況等により、利用の中止や必要な措置を行い(1から4の各項目に従わない場合を含む)、利用者は従うこと。

#### <変更履歴>

変更日	変更項目	変更内容
令和4年6月10日	2.(1) 3.(1) 4.(1)	換気時間を含む利用時間は4時間以内とすること